

決算審査特別委員会（文教）会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月29日（水）			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前 9時00分	委 員 長	石 井 孝 昭
	閉 会	午前10時58分	副委員長	丸 山 わき子
委員の氏名 及 び 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	石 井 孝 昭	出	小 菅 耕 二	出
	丸 山 わき子	出	角 麻 子	出
	林 政 男	出	小 澤 孝 延	出
	京 増 藤 江	出	山 田 雅 士	出
	加 藤 弘	出	小 川 喜 敬	出
	小 高 良 則	出	新 見 準	出
	山 口 孝 弘	出	木 内 文 雄	出
	桜 田 秀 雄	出	栗 林 澄 恵	出
	木 村 利 晴	出	小 向 繁 展	欠
	委員外議員	議長 鈴木 広美	出	監査に関わった議員 林 修三
委員会に出席した	事務局長 日野原 広志		副主幹 須賀澤 勲	
事務局職員職氏名	主 査 渋谷 佳子		主 査 嘉瀬 順子	
八街市議会委員会条例				
第18条の規定により				
説明のため出席した者				
議 題	別紙日程表のとおり			

○石井委員長

皆様、おはようございます。

ただいまより、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は17名です。委員定数の半数に達していますので、この委員会は成立いたしました。

日程に入る前にご報告いたします。本日の欠席の届出が小向繁展委員よりございました。

以上で報告を終わります。

昨日に引き続き、議案第9号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、文教福祉常任委員会所管事項の審査を行います。

委員の皆様申し上げます。質疑は議事運営の能率を図る観点から、決算書等の内容に沿ってページ数を明示した上で、内容を明確にして質問されますよう、お願いいたします。

また、本特別委員会の発言時は、ご自身でマイクのスイッチを押して赤に点灯してから発言をしてください。発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して赤を消灯させてください。

審査の順番は、お手元に配付の決算審査特別委員会審査予定表により行います。

これからの審査についてあらかじめ申し上げます。文教福祉常任委員一人当たりの1回の質疑時間は、答弁を含め20分程度とし、交代制を導入して行います。また、委員外委員の質疑時間は、常任委員会ごとに答弁を含め20分以内となっておりますので、よろしくお願いたします。時間は呼び鈴でお知らせいたします。

これから、審査順6、議案第9号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

まず初めに、文教福祉常任委員の質疑を許します。発言の際は、挙手の上、発言をお願いいたします。

○山口委員

それでは、若干質問させていただきます。決算書263ページ、医療費適正化特別対策事業費についてお伺いをいたすところでございますが、これはレセプトによるものでございまして、再審査請求によって特に多かった案件というのを、まずは教えていただきたいというふうに思います。

○石井国保年金課長

保険証の誤った使用というもので、社会保険に加入しているにもかかわらず、国保の保険証を使ってしまった、これが一番多い案件となっております。

○山口委員

はい、分かりました。社会保険と国保ということですか。それで誤った。すみません。

○石井国保年金課長

そのとおりでございまして、通常、病院等にかかりますと、月初めに保険証を提示してくださいとよく案内されると思います。ですけれども、その月の途中で国保を離脱しまして、社会保険に変わっている。でも、病院の方に申出、保険証が変わりましたというお知らせをしていない。でも、病院の方は、そのまま国保の被保険者と思ひまして診察等をしてしまう。で、誤った請求が市の方に届きます。それで、それをもう一度戻しまして、審査の方を行ひまして、過誤調整の方をそういうふうな形でやりまして、その案件がやはり圧倒的に多いような状況になります。

○山口委員

分かりやすい説明をありがとうございました。

この再審査請求によって悪質なものであるというのは昨年度はあったのか、お伺ひします。

○石井国保年金課長

悪質な事案については、特に把握の方をしておりません。

○山口委員

はい、分かりました。

では、次に、263ページ、賦課徴収費についてですけれども、令和2年度の収納率に關しましては、87.83パーセントというふうな形になっております。この点につきまして、この徴収率について、どのように分析されているのか、お伺ひします。

○石井国保年金課長

徴収率低下の要因についてなんですが、令和2年度は、収納率向上に向け、軽減判定所得の引上げ、限度額所得引上げの1年先送り、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の減免、台風15号等による被災者への追加減免など、生活支援と収納率向上に向けた取組の方を行ってまいりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、出納整理期間中における集中滞納整理や滞納処分制限など、収納活動を縮小せざるを得なかったこと、日曜開庁や夜間開庁時の納税相談件数が減少しておりますことから、納税者の来庁など、外出の自粛が窺えることなどが、収納率が低下した要因であるものと考えております。

○山口委員

今おっしゃったとおり、様々な災害、そして、新型コロナウイルスによって減免された方も数多くいらっしゃると思います。その影響を受けた方というのは何名、どれぐらいいらっしゃったのか、お伺ひします。

○石井国保年金課長

まずは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した被保険者の減免の状況なんですが、こちらは、平成31年度の2月以降の納期のものからの減免の方を実施しております。平成31年度分が136件、295万5千500円。令和2年度分が165件、2千660万4千900円。合計しまして、166世帯、2千956万400円の減免の方をいたしております。

また、台風15号による追加減免なんですが、昨年、令和元年9月以降から令和2年8月ま

での減免の方を実施いたしまして、令和2年度は5か月分の減免の方をいたしております。
こちら、53世帯、369万6千200円の減免の方を実施しております。

○山口委員

たくさんの方が減免という形になりましたが、真摯に対応していただいたものというふう
に感じております。

次に、269ページの特定健康診査等事業費についてですが、主要な施策の成果367ペー
ジの方では、受診率が前年度と比べて17.3パーセントと、かなり落ち込んでおります。
この受診率について、どのように分析されているか、お伺いします。

○石井国保年金課長

こちらの特定健診なんですけど、令和2年度の予算編成時は、例年どおり、8月の集団健診実
施を計画しておりましたが、施設の確保や委託事業者との契約など、健診に向けた主要準備
をする令和2年4月、千葉県に緊急事態宣言が発令されており、感染症の終息が見通せない
状況の中、延期をせざるを得なかったこと、結果的に、再度発令されました緊急事態宣言下
の令和3年2月に特定健診を行ってしまいまして、そのため、健診にあたりまして、集団健
診の定義であります、密閉、密集、密接などにならないように、また、健診当日の体調
チェック、手指の消毒など、感染対策をした上、健診の方を実施いたしました。また、密対
策のためにAIによる受診勧奨などを中止するようなこととなりまして、結果的に受診者が
大幅に減少してしまいました。

しかしながら、新型コロナウイルスに感染した場合、基礎疾患がある方が重症化するリス
クが高いということが言われておりますので、健診を希望する方への健診環境を提供するこ
とはできましたので、保険者としてのご責務は果たせたものと考えております。

また、このコロナ禍の中、従来の集団健診だけでは円滑な健診事業の実施は難しいと考えま
して、令和3年度、今年度から医師会の協力を受けまして、市内10医療機関、酒々井町の
2医療機関、集団健診を委託しております医療機関で、8月から10月までの3か月間、個
別での特定健診の環境を整えましたので、その点につきまして報告の方をさせていただきま
す。

○山口委員

詳しい説明をありがとうございました。

それに関連する形になりますが、271ページですね、保健衛生普及費のところ、人間
ドック、脳ドックの助成も行っているところでございます。昨年度の助成件数としては、主
要施策の成果の方でも、368ページで、299件という形で記載がされておるところでござ
います。

昨年度よりも若干減っているという形になりますが、人間ドックの助成等々、これはとても
いい制度だというふうに感じておりますが、これについての分析をお願いいたします。

○石井国保年金課長

こちらにつきましても新型コロナウイルス感染の影響を受けておりまして、昨年4月、5月
の緊急事態宣言のときに、こちらで委託しております診療機関の多くが一時的に人間ドック

の受診を取りやめるという通知を受けました。その関係で、4月、5月の受診率は、かなり減少の方をしておりました。後半は前年並みに大分持ち直してきましたのですが、最終的にこのような結果になってしまいました。

○山口委員

やはり特定健診とこの人間ドックというのは、やはり市民の健康を守るためにも必要な制度でございますので、これからも真摯に取り組んでいただいて、受診率、健診率をこれからもアップさせていただきたいと思います。

私からは以上です。

○石井委員長

ほかに質問は。

○栗林委員

決算書265ページ、説明書の351ページ、一般被保険者療養給付費負担金です。こちらの調剤の中で、令和2年度、調剤をジェネリックに、正確には分からないと思うんですけども、ジェネリックに替えてもらった場合のいわゆる金額というのは、どれぐらい差異が出るかというのはお分かりになりますか。もちろんジェネリックじゃない場合もあると思うので、そこまでは出されていないですか。

○石井国保年金課長

こちら、5款2項1目の中に保健衛生費という項目がありまして、こちらの方でジェネリックの発送事務の方を行っているんですが、こちらは発送した通知書の件数が、実行相当金額が2億9千249万5千888円の通知の方を行っておりまして、これはジェネリック医薬品を使った場合の最大高額を記載しておりまして、最大高額が2千853万9千905円になりますので、ジェネリックを今使っていない方がジェネリックを使った場合、最大1割ぐらいの個人の自己負担額が下がるものと考えております。

ですので、我々保険者側は、通常3割ですので、その2.5倍の財政効果があるのではないかと考えております。

○栗林委員

今、課長の方からご説明いただいたところでもあるんですけど、決算書271ページ、説明書の368ページの保健衛生普及費、こちらの方にいわゆる医療費の抑制にということでジェネリック差額通知というのをを出していただいているということが確認できますが、1点確認なんですけれども、いわゆる令和元年から令和2年度に通知を出された全体の枚数が減っているということは、いわゆる皆様の意識が向上されて、ジェネリックを既に使われている方が増えているのでこの枚数が減っているという考えでよろしいでしょうか。

○石井国保年金課長

その成果もあるとは思いますが、こちらは一般療養費のところにレセプトの件数と給付費の金額が書いてあると思うんですが、令和2年度はやはりコロナ禍の影響によると思われるんですが、受診控えというものがございまして、全体のレセプト件数が減少しております。その原因がこちらに大きく要因しているのではないかと考えております。

○栗林委員

はい。大丈夫です。

○石井委員長

よろしいですか。

ほかに。文教福祉常任委員の質疑を続けます。

○京増委員

それでは、決算書257ページ、説明書348ページ、そして、意見書も、31ページの歳入についてごらんください。

令和2年度の国保税は、約税収18億7千342万円でしたけれど、前年度比では約1億4千113万円、7.01パーセントの減少でしたけれど、その要因についてご説明ください。

○石井国保年金課長

収入額の減少ということで、ちょっと説明の方をさせていただきます。こちら、保険税収納額の減少内容について申し上げますと、先ほど山口委員に、答弁の方、させていただいたところなんですが、新型コロナウイルス感染症に関連する収入の減少に伴う世帯への減免や、令和元年度に甚大な被害を受けた台風15号等による追加減免など、減免額が約3千500万円と多かったこと、課税所得や被保険者の減少に伴う課税額の減少が約1億1千800万円であったこと、収納率の低下に伴う影響額が約2千800万円であったことが、こちら、大きく収納率を下げた要因であると分析しております。

○京増委員

分かりました。減免については想像ができたんですけど、それにしてもちょっと大きいんじゃないかなと思っておりました。

次に、令和2年度の収納率は過去分との合計では伸びているんですけど、現年度分は減りました。さっきその要因は分かりましたけれど、過去分との合計では伸びたんですけど、県内ではどの程度の、何番目というか、どの程度にあるのかお伺いします。

○石井委員長

京増委員に申し上げます。収納率の順番でよろしいでしょうか。

○京増委員

はい、そうです。

○石井委員長

担当課長、お願いします。

○石井国保年金課長

現年分の収納率になってしまうんですが、県内最下位、54位という状況になっております。

○京増委員

本当にいろいろ減免があったんですけど、本当に大変な状況に市民が置かれているということですね。

今、先ほどからも質問がありましたけれど、新型コロナの影響によって減免ができたということは、本当に皆さんがほっとしたということで喜ばれております。ただ、コロナだけの、

コロナに係る減免だったので、コロナじゃないところで失業された方は本当に気の毒だった、そういうものもありました。

そこでお聞きしたいんですけど、今回、地方税法第15条の7項、第4項、この滞納処分が、これじゃないです。ごめんなさい。

地方税法第15条の7、第5項についてなんですけど、滞納処分の執行を停止して、納税義務が即時消滅した、この処分件数が令和2年度は倍増以上なんですけど、この要因について伺います。

○石井国保年金課長

すみません。滞納処分の件数が倍増……。

○京増委員

件数が増えているんですけど。15条の7、第5項です。

○石井委員長

京増委員に申し上げます。決算書の何ページのどの項目でございましょうか。そこを指摘していただいて、ご質問をお願いします。

○京増委員

決算書は、先ほど申し上げましたように257ページです。それから、意見書は32ページになります。不納欠損の処分です。即時消滅の。

○石井国保年金課長

私の手元の資料によりますと、地方税法15条の7の5によります即時消滅によりまして、不納欠損をした数字につきましては、令和元年度は41件だったものが、令和2年度は98件になっております。

こちらは、即時消滅というのは、要は無所得、滞納処分する財産がない。また、滞納処分することによって著しく生活を窮迫させるおそれがあるという方に対して行うものでありまして、こちら、増えた要因につきましては、こちら、生活困窮者等が増えてしまったことによるものと考えます。

○京増委員

そうですね。ということは、令和2年度の即時消滅ですから、この方たちは減免ができなかったという、そういう解釈でいいのでしょうか。

○石井国保年金課長

そのとおりとなりますが、こちらの、今現在、滞納処分の執行停止をしている方、猶予にしている方につきましては、こちらの、やっぱり納税できない特別な事情があるものですので、資格証明書の交付等はせず、職権によりまして、今、短期保険証、または通常保険証を交付するような手続を取っております。

○京増委員

はい、分かりました。短期保険証の交付をしてくださるということで、本当に助かります。

次に、令和2年度資格証明書交付世帯は236件でした。今の256ページ、決算書、説明書348ページです。資格証明書交付世帯ですが、令和2年度は前年度と比べると、36世

帯増加しました。この困難な時期に、先ほども本当に生活が困難で、即時消滅と不納欠損が処分されたという急激な増加があるんですけれど、そういう時代にも、やはり資格証明書を36世帯も増やすというようなことは、あまりに冷たかったのではないかと思うんですが、この方たちについての相談の状況というか、払えない理由というのは何だったんでしょうか。

○石井国保年金課長

こちらは、資格証明書を交付する前には、ただ単に納税がないからといって、資格証明書を交付しているわけではございません。資格証明書を交付する前には、文書によりまして、資格証明書、納税できない特別な事情があるかどうかを調査しまして、申立てがあったものについては、引き続き短期保険証を更新するような手続の方を行っております。

こちら、納税に相談もなく、全く誠意を見せていただけなかった方について資格証明書を交付する手続を取っておりますので、こちら、資格証明書を交付している方については、要は、納税の意思がなく、相談にも応じなかった方ということになります。

○京増委員

ということは、面談ではなくて通知、通知でしたという今の答弁だったと思うんですけれど。通知ですよ。

○石井国保年金課長

そのとおり、通知でございます。こちらに相談に来まして、いろいろ生活状況等を把握しまして、例えば納税をできなくても、そういう特別な状況だということで判断できた方については資格証明書交付措置をせず、短期保険証の方を交付するような手続の方を取っております。

○京増委員

説明では、面談に来て、そして、理解ができた方には短期保険証をお渡ししているということなんですけどね。これは以前からありますけれど、もう払えない方は諦めて、市からの通知を見ないことが結構あるんですよ。もう自分は払えないからということでありまして。まさか相談に行ったら、親切に対応してくれると、保険証をもらえると、そういうことを知らない方は、どうせ行ったって、ただお金を払ってくれということだと、自分はお金がないんだからということが多い。本当に、もう見ませんと。見てくださいと言うんですけど、若い方でも見なかったと。でも、これからは見てくださいというふうに、話せる方には言えますけれど、それは面談で、そうやって悩みが分かるから言えるんですよ。

ですから、この健診にも行けないような、健診率が下がるような、そういう時期に、本当に市民の方が保険証をどうやったらもらえるんだろうかと、そういう希望があるようなやり方が必要だと思うんです。ただ通知では、今までも恐らく見なかつたろうと思うんです。

そこでお聞きしますけれど、この36件、今回増えました。そして、去年もそれより少なかったけれどもありましたよね。その方たちは、例えば令和元年も今年度、令和2年度も通知を出したけれど、来なかった、来られなかったという方はどの程度おられるんですか。

○石井国保年金課長

通知を出して、ちょっと来られなかった方の数については把握しておりませんが、それが資

格証明書交付件数と一致するような形になるんですが、今回、新規で更新した方の数についてはちょっと把握していないんですが、こちらは、申し訳ありませんが、主要施策の成果のところに書いてあります資格証明書につきましては、集計のタイミングで令和2年5月末現在のものが最新として掲示の方をされております。令和3年5月末現在の資格証明書の交付件数は234件でありまして、昨年度の同期より2名、2世帯減少しているような状況になっております。

それと、あと、こちらは、資格証明書を更新する前に、文書によりまして、特別な事情がないか、生活状況の把握の方をしております。7世帯の方から生活状況の文書の方を頂きまして、高齢者の両親と今一緒に暮らしているので障害者年金等で生計を立てているんですけど、ちょっと今支払える状況じゃないんだけどとか、病気で今収入が減少しているのとかという特別な事情をいただいております、こういう方につきましては、交付せず、短期保険証を交付するような手続の方を取っております。

○京増委員

その7件というのは、令和2年度に新たに払えなくなったかたですか。そうじゃなくて、前から。前から払えなかった方ですか。

○石井国保年金課長

資格証明書更新のときにつきましては、継続の方も、新たに該当する方につきましても全部同じような形で、特別な状況を聴取するような形で手続の方を行っております。ですので、全部含めてということになります。

○京増委員

これは命に関わることですから私も詳しく聞いているんですけど、今まで、例えば去年も通知したんだけど、音沙汰がなかったというような方には、やはり何らかのちゃんとした面談とか、そういうふうにしないと、いつまでも保険証がないままになってしまうと思うんですね。ですから、いかにこの保険証を渡せるかどうかと、そういうところから方法を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○石井国保年金課長

今の私の答弁の方は、資格証明書の交付に限定しましてちょっと答弁の方をさせていただきましたが、こちらを滞納している方につきましては、納税課と連携の方を取りまして、保険税が滞っている方につきましては電話催告や文書、いろいろな方法を取りまして、生活の状況の把握に努めているところでありますので、その点につきましてはご理解の方をいただきたいと思っております。

○京増委員

この348ページの説明を見ましても、資格証明書が236と去年より増えたと。そして、短期保険証ではあっても渡してもらえない、交付してもらえない滞留世帯が225件、460件ぐらい保険証がない世帯があるわけです。こういう、本当に生活が苦しくて、病気になったらどうしようかと。そういう方たちが滞留世帯は別としても、医療費を10割払うことはできないわけですから、丁寧な対応をぜひお願いしておきたいと思っております。まして、こ

の資格証明書は本当に中止をすると、それが命を守るこの行政の私は責任だと思いますので、その点についてもぜひよろしくお願いいたします。それから、やはりこの事業結果、本当にこれが市民の命がどうなるのかと、そういう結果もきちんと庁舎全体でやる必要もあると思うんですよ。命を守るというところでですね。

それで、決算書261ページ、国庫支出金についてお伺いします。意見書も32ページもありますけれど、国庫支出金、令和2年度は約1千638万円ですね。国の支出金が何でこんなに少ないのかと。市長会等でも度々、1兆円に増やすようにとか、全国県知事会でもそういう要望をしてきているんですけど、こういう結果ということは、国の方が増やすということでは、行政、地方自治体と、そういうことについての話合いというのは何もないんでしょうか。

○石井国保年金課長

こちらの261ページの国庫支出金につきましては、保険制度関係事業費補助金ということで、システム改修への補助金、それとあと、もう一個は災害臨時特例補助金、これはコロナウイルスによりまして減免をした部分についての補助金でございます、給付費等の補助金につきましては、基盤安定交付金や普通調整交付金、特別調整交付金とか、ほかの項目で各種国からの助成をされているところがございますので、こちらは事業に関する一部分でございますので、全体的には、昨年度に引き続き、国の方から交付金が交付されているところがございます。

○石井委員長

京増藤江委員に申し上げます。20分時間がたちましたので、一旦お休みください。

○京増委員

続きなんですけど。駄目。

○石井委員長

ほかの文教福祉常任委員の質問に移らせていただきます。ほかの委員の方々、よろしくお願いいたします。挙手の上、発言をお願いいたします。

○京増委員

先ほどの課長の答弁なんですけれど、今まで国が支出してきている交付金は例年と同じもので、地方自治体が要求しているのは1兆円なんです、そういうことじゃなくて。だから、だからね、そういう要望を国は聞いているはずなんですけれど、やはりそれを何で地方自治体が要望するかというと、やはり、働かない子どもたちからも均等割を取ったりとか、また、平等割をすると、そういうことが国保税の引上げにつながるわけだから、やはり国保税を引き下げるためには国の補助金、国庫負担金を増やさなきゃいけないと、そういうところで要望を出しているということはお存じですよ。

○石井国保年金課長

今説明がありました1兆円の国庫支出金の投入の要望につきましては、私も全国知事会や全国市長会の要望の方を見ましたが、その1兆円の要望をしているという記事はちょっと見ておりませんので、ちょっとその辺につきましては、すみませんが、私は把握の方をしており

ません。

ただ、全国市長会では、国保財政基盤の強化のため、平成30年度、これ、県に財政基盤が移りました年から、公費3千500億円の財政支援の方を行いまして、これの継続や、さらなる国保制度の充実に向けた補助金の拡充等につきましては要望しているという記事は把握しております。

○京増委員

やはり先ほどから資格証明書、また滞留の問題などを質問しておりますけれど、どうやって命を守るかというところでは自治体の責任があるわけでしょう。だから、出した要望に対してどうなっているのかということはきちんと把握していく。そして、さらに、どうやったらやってもらえるのかとか、そういうことをしないと、いつまでも資格証明書を出して、そして保険証を渡さない、そういう制度でやっていくのかということが問われるわけですね。これは部長や市長はどのようにお考えなのかというお考えを聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田市民部長

資格証明書あるいは短期保険証については、以前から議論に出されているところでございます。私も以前、国保年金課長を務めておりましたので、そのとき来、その議論についてはこと出てくるわけですがけれども、繰り返すにはなりますけれども、今、担当課長が申しあげましたように、この資格証明書あるいは短期保険証については、それなりにこちらの方から相談の話投げかけても、それに応じてもらえない方、こういった方について、しかるべき措置を取っているという状況でございます。やはりきちんと税を納税されている方との公平性を考えれば、こういった資格証明書あるいは短期保険証というものの措置については、これは致し方ないことであるというふうには思います。

ただ、そういった中でも担当課長が繰り返し申しあげていますように、そういった方の相談の機会というのは常に取っているわけですので、こちらからも、一方的に、そういった方にそういった措置を講じているわけではございませんので、その辺については十分ご理解をいただければと思います。

○北村市長

今、京増委員から、いろいろ、国に対して市長会としてご意見を言っているのかという強い意見がございました。これは、京増委員に大変申し訳ないんですけれども、全国市長会、千葉県市長会で熱心に国に申しあげているんですよ。その辺だけは誤解しないでください。その努力は、今、千葉県市長会、全国市長会の役員が、厚労省あるいは国に熱心に行っていますので、その辺だけは強く理解してもらいたいと思います。誤解のないように。

それと、職員が今いろいろ困った人たちの相談をやっています。それは議員の皆さんにも理解をしてもらいたいんです。特に京増委員には理解してもらいたいんですけれども、相当な苦勞をしています。頑張っています。そのことだけは理解してください。

以上です。

○京増委員

市長会で本当に強く何回も要望してくださっていると、それはもうよく分かっています。ただ、国がどうしてしないのかとか、どういうふうに答えているのかということまで伝えてくださると、私もさらによく分かると思うんですね。

それで、もう、担当課がいかに頑張っていらっしゃるかということはよく分かります。本当に、来られた方にはきちんと対応するということが、努力されていると。実際に私も住民の方と一緒に来て、あれすると、何回も対応していただいていますから、それはよく理解しています。ただ、本当にね、本当に困っている人たちはなかなか来れないという、そこも理解してあげてほしいというわけです。だから、いろんな市民がいらっしゃる。本当に連絡できる方はまだいいなと思うし、ぜひ連絡していただきたいと思います。私もそういう方と接する機会があれば、もう、一緒に行きますよとか電話でもいいのよとか、そんなふうに伝えておりますので、そこは本当にみんなで協力しながら、いかに市民の皆さんが連絡しやすいようにできるかと、そういうところで頑張っていきたいと思います。

次に、決算書267ページ、説明書361ページ、新型コロナウイルス感染症傷病手当金についてです。これは2件で43万7千720円という支給があったんですけど、国保としては傷病手当が出た、本当に初めてのことだと思えますが、このお二人の方は本当に助かったと思います。

ただ、残念ながら、事業主には制度が適用されないということは本当に残念なんですけど、事業主の方とか、ちょっと対応できない方たちからの相談とかはあったのかどうか、伺います。

○石井委員長

京増委員に申し上げます。決算審査でございますので、感染症の傷病手当金の内容についてのご質問であれば、そのまま質問されてください。

○京増委員

ですから、分からないから、市民がね、聞くということはあると思うんですよ。

○石井委員長

決算書の内容に沿って質問をお願いいたします。もう一度お願いします。

○京増委員

この決算書は、たまたま傷病手当を受けることができた方々なんですけど、例えばこういうことを受けた方が、自分は感染して、こんなふうにできたんだよと言えば、やはり、じゃあ、自分も相談しようとか、そういうことはあると思うんですよ。そういうことがなかったかどうかをお伺いしているんです。

○石井国保年金課長

国保被保険者である事業主からの相談の方は受け付けていないと考えております。

また、事業主等から相談があったものについても、資格等を確認してみますと、社会保険、協会けんぽとか、組合健保とか、別の保険に加入している方についての相談は受けたということがございますが、国保被保険者である事業主からの相談の方を受けたという把握の方はしておりません。

○京増委員

分かりました。ありがとうございます。

これで終わりです。

○石井委員長

ほかに文教福祉常任委員の質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員の質疑を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員以外の質疑を許します。委員外委員の皆様、挙手の上、発言をお願いいたします。

委員外委員の質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員以外の質疑を終了いたします。

ここで10分程度休憩をいたします。よろしくお願いいたします。

(休憩 午前 9時50分)

(再開 午前10時00分)

○石井委員長

それでは、これより審議を続けます。

これより審査順7、議案第10号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

まず初めに、文教福祉常任委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。

○栗林委員

決算書291ページ、説明書374ページ、賦課徴収費の中で、こちらにある事業の概要の中でちょっとお尋ねさせていただきます。

まず、保険料収納額の方は、いわゆる令和元年から令和2年度の方は収納率の方が増えております。まず、こちらの増えた要因について確認させてください。

○石井国保年金課長

こちらの増の理由なんです、従前、督促状の交付のみで、納税催告書等については発送していなかったところなんです、令和2年度から電話や臨戸による徴収を控えなければならない状況もございましたので、新たに文書通告ということで、催告書の方を発送するような形を取りました。

これによりまして、やっぱり電話とか臨戸訪問ですと、やはり全部の世帯について回る、電話をかけるというのはちょっと難しいところがございますので、文書ですと全部の世帯に届きますので、そういうところが幾分徴収の向上に働いたのではないかと考えております。

あと、保険税と同じで、コロナに関する収入が減少した方の減免の方を実施しておりまして、昨年度は28件の減免の方を実施しております。

○栗林委員

今、課長の方からもご説明いただきましたけれども、先ほどの収納率の下段に、催告書とか督促状の発送の状況を記していただいています、それが、いわゆる催告が789件と増えたところが今ご説明いただいた分で、それによって督促状の発送が、令和元年度より減っているという解釈でよろしいでしょうか。

○石井国保年金課長

すみません。先ほどちょっと説明が不足したんですが、催告書につきましては、年1回から年3回に回数の方を増やして充実の方を努めたということで、それでちょっと件数の方が増えているような状況になります。

○栗林委員

どちらにしましても、令和2年度はコロナ禍の中にあって、担当部署が市民に寄り添って努力をしていただいたという成果だと思います。引き続き市民に寄り添った対応で、収納率等の向上に向けて努めていただければと思います。

以上です。

○石井委員長

ほかに。委員の質疑を許します。

○山口委員

先ほど栗林委員から質問がありましたが、291ページの栗林委員と同じ場所になりますが、主要施策の成果の374ページですね。先ほど収納率の96.67パーセントというところで、前年度に比べて1ポイントほど上がっておりますが、これは県内においては、順位というのとはどのようになっているのかお伺いします。

○石井国保年金課長

現年分の収納率ですが、県内では下から3番目という形になります。

○山口委員

分かりました。下から3番目ですね。

あと、この374ページの主要施策の成果のところの、この簡易申告というふうが一番下のところに書かれておるんですけども、令和2年度は発送件数が179件、回答件数が86というふうに書かれておりますが、この簡易申告とは、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○石井国保年金課長

保険料の算定や給付費の区分を判定するために、今の所得、収納状況の把握というのが必要でございます、所得税の確定申告につきましては、所得がない方の所得につきましてははしなくても大丈夫なような状況になっているんですが、それでは福祉のサービスを行う上で、ちょっと弊害がございます。そのために、確定申告とは別に、簡易申告ということで、保険制度で独自の申告の方を行っております、その受付件数がこちらに記載されたものでございます。

○山口委員

はい、分かりました。

○石井委員長

よろしいですか。

ほかに文教福祉常任委員の質疑を続けます。

○京増委員

それでは、決算書287ページ、それから説明書374ページです。先ほどから収納率が上がったというところでは質問がありました。そして、収納額が増えたということも、その収納率が上がったというようなことも説明が少しあったかとは思いますが、この保険料収納が増えた理由は幾つかあると思うんですが、その点について説明をお願いします。

○石井国保年金課長

こちらは、令和元年度と2年度の比較になるんですが、令和2年度の保険料率の改定がございまして、所得割が0.5パーセント引上げの8.39パーセント、均等割が2千400円引上げの4万3千400円に増額、変更の方をしております。

この保険料改定による正確な影響額については、申し訳ないのですが、ちょっと算定できていないんですが、令和元年度の当初算定の賦課資料と令和元年度の当初賦課算定資料を比較しますと、課税対象者がまず154人増えていること、それと、一人当たりの所得金額については2万6千251円減少しているんですが、一人当たりの課税額が、税額の改正によりまして3千220円の増加となっております。

よって、被保険者154人の増額が大体910万円ぐらい、保険料改定による増額が2千900万円ぐらいあるのではないかと、これが増の理由になったんじゃないかと思っております。

○京増委員

あと、保険料の特例軽減措置については、これは令和2年度で終わり、措置が廃止されたんじゃないかと思うんですが。

○石井国保年金課長

こちらは特例軽減なんですが、令和元年度につきましては8.5割軽減だったものが、令和2年度は7.75割軽減に、8割軽減だったものが、本則の7割軽減に、改正の方をされております。この令和2年度の影響額なんですが、あくまで広域連合の資料によりますと、令和元年度の特例軽減の対象者が3千865人と報告の方を受けておりますので、令和元年度と令和2年度を比較しまして、おおむね1千651万8千円の負担増となったものと考えております。

○京増委員

となりますと、本当に負担が増えたんだけど、収納率は上がったということですね。

それと、課税対象者が増えたということなんですが、これは、いろいろ一人ひとり違うとは思いますが、例えば一人当たりどのぐらい増えているのか、分かる範囲でお願いします。

○石井国保年金課長

一人当たりの、これは当初課税の資料なんですが、令和2年度の調定額をそのときの被保険者、課税者数で割ったものなんですが、一人当たり大体5万9千143円の平均保険料とな

りますので、これに154人を乗じた額、約910万円、これが人数が増えたことによる増額になります。

○京増委員

それから、令和2年度に保険料が引き上げられましたけど、一人当たり平均は5千91円です。よろしいと思うんですが、確認させてください。

○石井国保年金課長

今、一人当たりの調定額ということでよろしいでしょうか。

○京増委員

平均の。

○石井国保年金課長

すみません。令和2年度が、一人当たり、5万9千143円。令和元年度が5万5千923円。これは当初課税の資料によりまして、調定額からその課税対象の被保険者を割った金額になります。

○京増委員

これは、私は、一人当たりの平均は7万9千441円じゃないかと思っていたんですけど、5万幾らですか。

○石井国保年金課長

こちらは、あくまでも当初課税の賦課資料から求めたものでありまして、令和2年度の調定額が5億3千181万900円ございまして、そのときの被保険者数が8千992人でしたので、一人当たり5万9千143円という形になります。

○京増委員

ありがとうございます。

○石井委員長

文教福祉常任委員の質疑を続けます。挙手の上、発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員の質疑を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員以外の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員以外の質疑を終了いたします。

執行部の皆様に申し上げます。介護保険特別会計の審査に関わる職員以外は退出して結構です。

これより、審査順8、議案第11号、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

まず初めに、文教福祉常任委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いします。

○小菅委員

それでは、何点か質問させていただきます。

決算書317ページ、一般管理費ということで、主要施策の成果は379ページ。説明欄に、地域介護福祉空間整備事業補助金として事業所へ交付したというのがありますが、この事業の具体的な内容を説明していただきたいと思います。

○飛田高齢者福祉課長

この地域介護福祉空間整備事業補助金でございますけれども、これは、川上小学校付近に建設しまして、令和3年3月1日にオープンいたしました小規模多機能型居宅介護施設に対する補助金でございます。こちらにつきましては、中度あるいは重度の要介護者となっても、在宅での生活が継続できるように支援する、小規模な居宅系サービスの施設でございます。デイサービスを中心に、訪問介護やショートステイを組み合わせ、在宅での生活の支援や機能訓練を行うサービスを行うものでございます。

この施設の登録定員は29名。29名が登録定員となっております。1日当たりの通いの利用定員は18名、泊まりは9名、訪問は随時行っております。24時間、365日対応の施設となっております。

○小菅委員

川上小学校の付近にできたということでありまして、八街市ではこのような施設は、まだ、これが最初のケースなんですか。同じような施設が何か所かあるんでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

今回のこの施設によりまして、八街市内、小規模多機能型居宅介護施設は4か所となりました。これによって、市のかかなりの広い部分をカバーできるようになっております。

○小菅委員

八街市内全域をこのような施設がカバーできたということで、大変うれしく思います。

続いて、決算書319ページです。介護認定調査事務費ということで、説明書では382ページになります。

説明の中に、新規申請と更新申請というのがありまして、令和2年度は新規申請においては745件と変わらないんですが、更新申請というのが1千305件から令和2年度は312件と大幅に減少しています。1千件ですね。これはどのような要因と考えているのか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

こちらにつきましては、厚労省の方から、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについてというものが発出されておまして、これによりまして、施設の方で認定調査を行うことがコロナの影響でできないような状況であったり、あるいは実際にご本人様の状況によって認定調査を受けることができないという方に対しましては、その有効期間が、最長で12か月延長可能となる措置が取られました。これによって、認定調査件数が大幅に減少したものでございます。

○小菅委員

コロナの影響で、申請しなくても12か月延長されたということで理解しました。

続いてですが、決算書321ページ、介護予防サービス給付事務ということで、成果の方では384ページになります。

様々な介護サービスが行われまして、本当にありがたく感じておりますが、説明欄の一番下の方に、介護予防福祉用具購入ということで106万5千円ほど。先にこれをお聞きしますが、この用具購入ということで、どのような種類の購入が可能なのかをお伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

この用具ですけれども、腰かけ便座、それから入浴補助用の椅子ですとか手すり、それからあと、入浴用の椅子は言いましたね。あとは浴槽用の椅子、こういったものの給付でございます。

○小菅委員

このような用具を購入費として補助されていて、助かると思います。この介護用具というのは、もう、買ってしまえば、使い勝手とかが悪くても使い続けるというようなことになっちゃうと、その方の不便も感じると思うのですが、リースなどの対応はされているのかをお伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

先ほど申しました便座ですとか椅子ですとか、そういった、肌に触れるようなものにつきましては、リースとかという措置は取っておりません。1人について、同じものは1回だけの給付という形になっております。

○小菅委員

はい、分かりました。

その下の介護予防住宅改修ということで49件、500万円ほどの支給をされたということで、49件で大体割りますと、1件当たり10万円程度なのかなと計算できますけれども、この上限額とか限度とかいうのはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

支給限度額としては、原則1回限りで20万円までというふうになっておりまして、そのうちの1割から3割は自己負担をお願いしていると。ですので、それ以外が公費ということになります。

○小菅委員

ありがとうございました。

続いて、決算書323ページ、成果の説明で392ページで、一般介護予防事業費ということで、いろいろな介護予防教室等が開かれたということでございます。昨年度はコロナの影響もあり、そういう予防教室等は大変だったのではないかと察せられますが、実際のところどうだったのか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

やはりコロナウイルス感染症の影響によります緊急事態宣言、あるいは通常の感染予防対策、こういったものが非常に大きく影響を受けました。その中でも、できる限りの感染予防対策を取りながら、開催できる時期にはできるだけ開催したいということで、骨盤若返り教室、

尿漏れ予防教室、また、あるいは、寝たままでもできる、姿勢の改善教室、あるいは水中ウォーキング、フラダンス教室などを実施してきたところがございますけれども、ただ、やはり大分制限がかかりまして、どうしてもそういったことが実施できないというときには、介護予防の、こちらにも書いてありますけれども、リーフレットなどを郵送させていただいて、介護の啓発というところで努めてきたところがございます。

○小菅委員

コロナで大変苦勞されたということで、その中でも介護予防のリーフレットを郵送して啓発活動に努力したということで、大変助かっている方も多いかと思います。

最後の質問になりますが、決算書323ページ、成果では393ページ、包括的支援事業、任意事業ということで、説明成果の中に、おむつの給付と配食サービスをされたというようなことが書いてあります。

ありがたいことだと思いますが、この配食サービスが5千900食ほど配食されておりますが、これはどのぐらいの頻度といいますか、一人当たりどのぐらいで、内容の方を教えてくださいたいと思います。

○飛田高齢者福祉課長

この配食サービスにつきましては、お一人様、週に1回、お昼にお弁当を配食させていただくという事業でございます。

○小菅委員

この配食サービスは手渡しということで、見守りにもつながるということだと思いますので、引き続き行っていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○石井委員長

ほかに文教福祉常任委員の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。

○山口委員

若干質問させていただきます。決算書317ページですね。賦課徴収費についてでございます。先ほどから収納率については伺っているところでございますが、主要な施策の成果380ページのところに、収納率が97.85パーセントというふうに記載がされておるところでございます。

この収納率について、どのように分析され、県内においてはどの程度の順位の位置にあるのか、お伺いをいたします。

○飛田高齢者福祉課長

この介護保険料の収納率につきましては、少しずつではありますけれども、毎年上昇してきております。それにつきましても、定期的な督促状の発送、あるいはそれに関してご相談があったときには、職員が電話、あるいは窓口で丁寧に説明をさせていただいて、収納につながっているというところがございます。

ただ、収納率が県内でどうかと言われますと、まだまだ低い状況でございます。令和2年度はまだ集計が出ていないんですけれども、令和元年度の、これ、特別徴収は年金天引きな

ので100パーセントなんですけれども、それ以外、納付書による普通徴収の収納につきましては82.57パーセントと、これは、県内で、令和元年度では下から4番目という状況になっております。

○山口委員

収納率が上がっているということは、職員の皆さんのご努力の賜物であるというふうに感じております。今後ともよろしく願いいたします。

次に、325ページ、包括的支援事業費のところ、ここで認知症サポーターの養成講座が394ページの主要施策の成果のところ、令和2年度に関しては、20回、講座が開催され、538人の方が参加をされたということで記載がされております。この認知症サポーターが養成講座に参加され、この方々が、地域において、家庭において、様々な活躍をされるのかなというふうに感じておりますが、この方々は、実際、このサポーターに参加されて、どのように活動されるのか。せっかくこういういい講座が開催されていますので、その方々の活動場所といいますか、そういった方々はどのようなふうに参加されているのかお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

この認知症サポーター養成講座というのは、対象の方は市内の小学生のお子さんでございまして、すみません、大人もやっていますが、主には小学生の方に対して、認知症の状況と申しますか、こういうものなんだよということで、認知症の方に接したときに、こういうふうに参加すればいいんだとか、そうした認知症に対する理解を持っていただくという機会として実施をしております。

○山口委員

今、じゃあ、小学生がメインということですね。じゃあ、大人の方にも理解を広める活動ってされていると思いますけど、そこはどこに当たるんでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

この説明書394ページの令和2年度の20回、538人の中にちょっと大人も含まれてしまっていて、ちょっと大人の方が何回で何人という資料は今持ち合わせていないんですけども、今日も実はやっております。毎回定員が10人程度の規模で開催をしているところでございます。

○山口委員

はい、分かりました。やはり子どもたちにも理解していただくというのはすごく大事だと思いますし、大人の方にも、多くの方に理解をしていただくということも大事だと思いますので、今後ともできれば幅を広げて、多くの方に認知症というものを理解していただくように、よろしく願いいたします。

以上です。

○石井委員長

ほかに文教福祉常任委員の質疑を許します。

○京増委員

それでは、決算書306ページ、それから説明書374ページをお願いいたします。まず、
収納率。違った。

すみません。374でした、ごめんなさい。説明書は374ページです。

それで、まず……。

○石井委員長

京増委員、主要施策の成果は380ページじゃないでしょうか。

○京増委員

306ページの保険料です。介護でしょ、介護保険。それと、説明書が374ページです。

○石井委員長

374ページは後期高齢の成果の説明なので。

○京増委員

あら。ごめんなさい。分かりました。

○石井委員長

もう一度お願いいたします。

○京増委員

はい。すみません。

保険料について。保険料です。先ほどね、先ほどから収納率が96.67パーセントということだったんですが、意見書の36ページを見ますと……。

じゃあ、介護保険料はこちらで。じゃあ、確かめさせてください。36ページの意見書、介護保険料で91.01パーセントということで、これは過去分も含めて91.01パーセントということでいいんですよね。

○石井委員長

京増委員、もう一度整理しますけれども、介護保険の現年分の収納率を確認されるということでもよろしいでしょうか。

○京増委員

いえいえ、過年度分を含めてです。

○石井委員長

現年分を確認した上で、滞納繰越分を確認された方がよろしいんじゃないですか。

○京増委員

それでもいいです。

○石井委員長

よろしいですか、それで。

○京増委員

はい。

○石井委員長

担当課長、それで答弁できますでしょうか。現年分を確認していただいて、滞納繰越分もさらに確認していただくということでもよろしいでしょうか。

○京増委員

はい。

○飛田高齢者福祉課長

すみませんでした。調定額に対する収入率として、全体の収納率で91.01ということで間違いございません。

○京増委員

はい、分かりました。すみません。大変失礼いたしました。

それで、お聞きしたいのは、昨年度は低所得の方、保険料第一段階、第三段階の方に介護保険料の軽減措置が行われました。その結果、この第一から第三段階の方々の収納率はかなり上がったんじゃないかと思うんですけど、その点について説明をお願いします。

○飛田高齢者福祉課長

第一段階の方で申しますと、収納率が84.3パーセント、第二段階の方が83.44パーセント、第三段階の方で88.14パーセントと、いずれも令和元年度よりも、失礼いたしました。第一段階と第二段階の方は、すみません、訂正します。第一段階の方は、令和元年度よりも収納率が4ポイントほど上昇しております。第二段階、第三段階の方につきましては、若干収納率としては下がっております。

○京増委員

この介護保険は、全体的に皆さんが、高いんだという苦情が大変あるんですね。八街市としては努力して2回ほど引上げをしなかったんですけど、それでも市民の皆様からは高いというあれがあります。

ですから、この所得段階1の方は、下げ幅が大きかったと思うんですね。ですから、やはり収納率が上がったろうなと思います。ですから、特に低い方たちが今まで負担率が高かったわけですから、ですから、本当にこれは、やはり介護保険料が安くなれば払えるんだという、そういう証明になると思うんです。これは大変助かったと思います。ただ、その反面、後期高齢者医療の方で負担が増えたということですから、本当に大変ですけどね。そういうわけで、それで収納率が91.01パーセントということでございます。

次に、決算書319ページ、それから説明書387.318です。ごめんなさい。違うね。やっぱり、318が決算書、それから説明書が381ページです。

先ほど、この認定調査のことで説明がありました。そして、審査が少なく……。 (発言する者あり) えっ。介護認定審査会についてです。それで、審査会が随分減っているという点では、審査をしなくても申告しなくても12か月の延長があるということで、その点は大変安心をいたしました。しかし、このケアプランを立てるケアマネさんの収入は、これはその分減ったということによろしいですか。

○飛田高齢者福祉課長

ケアプランの作成の費用であるとか、あとは認定審査の予算、決算は全く別物でございますので、ケアマネジャーさんの収入に影響が出るとかといったことではございません。

○京増委員

それは安心しました。

次に、決算書321ページ、説明書389ページです。特定入所者介護サービス等費について伺います。これは、待機者は何人なのか伺います。

○飛田高齢者福祉課長

待機者の方は、令和3年の1月1日時点で53名となっております。

○京増委員

ありがとうございます。

53名というのは、前年度と比べると増えたのか、減ったのか、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

前年度、ちょっと、同じ1月1日ではないんですけども、令和2年7月1日の時点では58名ということでしたので、その間5名減っているというところがございます。

○京増委員

介護度3以上が申込みが基本的にはできるんですけど、でも、施設に入る費用としては、介護度が高い方たちの方が施設に入るお金は多いですね。その点では、申込みを申請をされた方たちの、介護度3、4の方たちの入れる可能性というのはどの程度というか、ちゃんと入れるのかどうか、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

一応特別養護老人ホームが、基本的には原則要介護3以上の方が入所できるという施設になっておりますので、介護度3、4、5の方につきましては入所していただけると。

ただ、今も申し上げましたとおり、待機者の方が50人ほどいらっしゃいます。中にはご自宅で待っていらっしゃる方もいれば、入院されている方、あるいはほかの施設に入っている方等もいらっしゃいますので、具体的に、今どれぐらい待ちで、入れるよというのは、特別養護老人ホーム施設自体の空き状況ですとか回転の状況ですとか、まちまちですので、一概には申し上げられません。早くて何日、長くて何日というのは、ちょっと、今この時点では、申し訳ございませんが、把握できておりません。

○京増委員

それはそうだと思うんですけども、私がお聞きしたかったのは、介護度が高い方の方が施設に入るお金は多いと思うんです。多いと思うんですね。ですから、施設の方もなかなか経営が厳しいところがあるので、申請された方を選ばざるを得ないということがあるのかなと思うんですが、例えば具体的に介護度3の方は、まあ何人か入っていらっしゃいますけど、介護度3、4、5の入所の割合というのは調べておりますか。

○飛田高齢者福祉課長

申し訳ございません。入所されている方が介護度が幾つであるというのは、ちょっとこちらでは把握しておりません。

○京増委員

はい。

○石井委員長

ほかに文教福祉常任委員の質疑を続けます。文教福祉常任委員の皆さん、お願いいたします。挙手の上、発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員の質疑を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員以外の質疑を許します。挙手の上、発言をお願いいたします。

○新見委員

2つばかしお聞きしたいんですが、決算書325、南部地域包括支援センター業務3千253万5千800円お支払いしているみたいですが、これはどういう基準でこの金額になったんでしょうか、お教えてください。よろしくお願いします。

○飛田高齢者福祉課長

今、南部包括支援センターは職員を6名配置してございます。その6名の方の人件費というのが主なものでございます。

○新見委員

主な出金ですね。

それで、ちょっとこれは教えていただきたいんですが、同じ決算書325で、成年後見人等報酬助成費。解説書だと393ページ。後見人選任申立て、令和2年度、3件。後見人報酬助成8件。この意味合いをちょっと教えていただきたいんですが。

○飛田高齢者福祉課長

後見人選任申立て、令和2年度、新たに3人の後見人の申立てを行いました。で、後見人の報酬助成を行ったのが、令和2年度は8人分だったということでございます。

○新見委員

この後見人は、家族以外の後見人という意味ですよ。そうですね。弁護士とかそういった方々、または司法書士の支払いでよろしいでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

これは、おっしゃるとおり、家族の方ではなくて、市長申立てによって選任をされた後見人さんということでございます。

○新見委員

結構です。ありがとうございます。

○石井委員長

ほかに文教福祉常任委員以外の質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで文教福祉常任委員以外の質疑を終了いたします。

以上で、文教福祉常任委員会所管事項の審査を終了いたします。

委員の皆様申し上げます。最終的な総括質疑の通告は、本日11時20分までに事務局へ提出してください。

午後は1時30分より再開し、総括質疑、討論、採決を行います。
これで休憩いたします。

(延会 午前10時58分)